

行政監査結果報告書

公有財産の貸付(目的外使用)事務について

多賀城市監査委員事務局

平成26年7月

行政監査結果報告書

第1 行政監査の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、市の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかという着眼点と併せ、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿って行政監査を実施した。

第2 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

公有財産の貸付（目的外使用）事務について

2 選定理由

公有財産の管理及び運用については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条に「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定めている。また、厳しい財政状況の中、これらの財産を適切に維持管理するとともに、有効に活用することがとりわけ重要となっている。

平成25年度に実施した定期監査において、公有財産の貸付事務のうち自動販売機の設置にかかる取り扱いについて一部に不統一な点が見受けられたことから、全庁的に再確認し、適正で統一的な取り扱いの確立に資することを目的に実施した。

第3 監査対象

平成26年1月末現在で自動販売機の設置を用途として貸し付けている公有財産。

第4 監査の実施概要

1 監査の着眼点

- (1) 貸付（使用許可）の理由は適切か。
- (2) 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。
- (3) 貸付（使用）料減免の理由、内容は適正か。
- (4) 上記(1)から(3)について、統一的な取り扱いがなされているか。

2 監査対象部局

市長部局（市長公室、総務部、市民経済部、保健福祉部、建設部）、教育委員会、上水道部

3 提示を要求した書類

- (1) 公有財産貸付状況調査票（自動販売機）
- (2) 多賀城市公有財産規則第41条に定める公有財産貸付等状況報告書（平成25年3月31日現在）

4 監査方法

監査対象部局に対し調査票や関係書類の提出を求め、書面監査を行うとともに、必要に応じて関係職員からの事情聴取を行った。

5 監査の実施期間

平成26年2月18日～同年7月18日

第5 自動販売機の設置を用途とした公有財産の貸付状況

各部等より提出された調査票を集計したところ、自動販売機の設置を用途とした貸し付けの取り扱い件数は46件、貸付面積の合計は66.5平方メートルであり、設置台数は81台であった。

※取扱件数とは、行政財産使用許可書の件数ではなく、同許可書に記載された施設ごとの件数をいう。したがって、1つの許可でも2施設ある場合は2件と数える。以下、本文において同じ。

許可された自動販売機の販売品目は、清涼飲料77台、食品(アイスクリームほか)3台、その他(水泳帽)1台となっている。

平成25年度の使用料収入は、33万7,116円であった。

1 担当課ごとの貸付状況

貸付を所管する課等ごとの取扱件数と自動販売機の設置状況は、表1のとおりとなっている。財産を土地と建物に区分してみた場合、取扱件数の多いものは土地では道路公園課が最多であり、JR駅周辺の行政財産や都市公園に係る貸付が主なものである。また、建物の貸付では生涯学習課が最多となっているが、これは文化センターや総合体育館など教育財産に係る貸付である。

表1

所管課等	取扱件数	設置台数	設置区分	
			件	台
総務部管財課	6	6	建物 6	土地 6
保健福祉部介護福祉課	1	1	建物 1	土地 0
建設部道路公園課	29	41	建物 1	土地 28
教育委員会学校教育課	1	1	建物 1	土地 0
教育委員会生涯学習課	7	30	建物 7	土地 0
教育委員会文化財課	1	1	建物 0	土地 1
上水道部管理課	1	1	建物 1	土地 1
合計	46	81	建物 16	土地 30

担当課ごとの設置場所、設置台数、設置区分の詳細については表1-1のとおりとなっている。

表1-1

調査票番号	所管課等		設置場所	取扱件数	設置台数	区分
①～⑥	総務部	管財課	市役所庁舎	6	6	建物
⑦	保健福祉部	介護福祉課	シルバーヘルスプラザ	1	1	建物
⑧～⑬ ⑮～⑰	建設部	道路公園課	多賀城駅東側ほか4駅周辺、中央公園用地、中央公園隣接地	9	15	土地
⑭			国府多賀城駅北側自由通路	1	2	建物
⑱～⑳			貞山公園ほか17公園(都市公園法の公園)	19	24	土地
㉓	教育委員会	学校教育課	学校給食センター	1	1	建物
㉔		生涯学習課	市立図書館	1	1	建物
㉕			総合体育館	1	7	建物
㉖			市民プール	1	8	建物
㉗			市民テニスコート	1	4	建物
㉘			大代地区公民館	1	1	建物
㉙㉚			文化センター	2	9	建物
㉛		文化財課	多賀城政庁跡北側(史跡管理事務所脇)	1	1	土地
㉜	上水道部	管理課	上水道部庁舎前	1	1	土地
計				46	81	

※調査票番号は提出された調査票に付した整理番号①～㉜である。(別添資料参照)

2 使用許可基準別の貸付状況

(1) 公有財産の貸付(使用許可)ができる場合についてはそれぞれ下記のように定められている。

・行政財産－多賀城市公有財産規則第22条

(参考条文)

多賀城市公有財産規則

(目的外使用許可の基準)

第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第238条の4第7項の規定による使用の許可をすることができる。

- (1) 直接又は間接に本市の便宜となる事業又は施設の用に供する場合
- (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体若しくは公益団体において公用、公共用又は公益事業の用に供する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合

(許可の手續等)

第22条の2 行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を適当と認めたときは、行政財産使用許可書(様式第5号)により許可するものとする。

・教育財産－多賀城市教育財産管理規則第6条

多賀城市教育財産管理規則

(教育財産の目的外使用許可)

第6条 教育財産は、次の各号の一に該当する場合に限り、その用途又は目的を妨げない限度において使用の許可をすることができる。

- (1) 直接又は間接に市の便宜となる事業又は施設の用に供する場合
- (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体若しくは公益団体において公用、公共用又は公益事業の用に供する場合
- (3) その他教育長が特に必要があると認める場合

・水道事業会計の固定資産－多賀城市水道事業会計規程第77条の2

多賀城市水道事業会計規程

(固定資産の使用)

第77条の2 管理者は、固定資産(備品類を除く。次条において同じ。)の使用を次の各号のいずれかに該当する場合に限り、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可をすることができる。

- (1) 直接又は間接に市の便宜となる事業又は施設の用に供する場合
- (2) 国及び他の地方公共団体等において、公用、公共用又は公益事業の用に供する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に必要やむを得ないと認める場合

- ・自動販売機の都市公園内への設置については都市公園法第2条2項に定める公園施設(売店)とみなし都市公園法第5条により許可する運用がなされている。

都市公園法	
(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)	
第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。	
2	公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。
(1)	当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不相当又は困難であると認められるもの
(2)	当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

- (2) 使用の許可基準を示した条例等別の取扱件数と自動販売機の設置台数は表2のとおりとなっている。

表2

許可基準	財産区分	該当号別許可件数(台数)		所管課等
		1号	2号	
多賀城市公有財産規則第22条	行政財産	1号	17 (24)	管財課、介護福祉課、道路公園課 (都市公園を除く)
		2号		
		3号		
多賀城市教育財産管理規則第6条	教育財産	1号	9 (32)	学校教育課、生涯学習課、文化財課
		2号		
		3号		
多賀城市水道事業会計規程第77条の2	水道事業会計固定資産	1号	1 (1)	管理課
		2号		
		3号		
都市公園法第5条第2項	都市公園	1号	19 (24)	道路公園課
		2号		
合計		46 (81)		

都市公園内の自動販売機の設置許可については、都市公園法第2条第2項第7号に定める公園施設(売店)とみなし、同法第5条第2項に該当するものとする運用がされている。

(3) 担当課ごとの自動販売機種別、財産区分、許可基準と許可理由については表2-1のとおりとなっている。

表2-1

調査票番号	所管課等	設置場所	取扱件数	設置台数	自販機種別	財産区分	許可基準	許可理由	
①～⑥	総務部 管財課	市役所庁舎	6	6	飲料	行政財産	多賀城市公有財産規則第22条第1号	来庁者等の便宜を図るため	
⑦	保健福祉部 介護福祉課	シルバーヘルスプラザ	1	1	飲料			施設利用者の利便を図るため	
⑧～⑬ ⑮～⑰	建設部 道路公園課	多賀城駅東側ほか4駅周辺、中央公園用地、中央公園	9	15	飲料			駅及び施設利用者の便宜を図るため	
⑭		国府多賀城駅北側自由通路	1	2	飲料			駅及び公園利用者の便宜を図るため	
⑱～⑳		貞山公園ほか17公園	19	24	飲料	都市公園	都市公園法第5条第2項第1号	公園利用者の便宜を図るため	
㉟	教育委員会	学校教育課 学校給食センター	1	1	飲料	教育財産	多賀城市教育財産管理規則第6条第2号	多賀城市教育財産管理規則第6条第3号	学校給食調理業務従事従業員の福利厚生のため
㊱			市立図書館	1	1			飲料	施設利用者の利便を図るため
㊲			総合体育館	1	7			飲料、食物	
㊳		生涯学習課	市民プール	1	8			飲料、食物、水泳帽	
㊴			市民テニスコート	1	4			飲料	
㊵			大代地区公民館	1	1			飲料	
㊶㊷			文化センター	2	9			飲料、食物	
㊸	文化財課	多賀城政庁跡北側(史跡管理事務所脇)	1	1	飲料				
㊹	上水道部 管理課	上水道部庁舎	1	1	飲料	水道事業会計固定資産	多賀城市水道事業会計規程第77条の2	職員の福利厚生および来庁者へのサービス向上に	
計			46	81					

許可理由については大別すると清涼飲料等の自動販売機を設置することによって以下の2点が示されている。

ア 来庁者・施設利用者等の便宜を図るものであること

イ 職員等の福利厚生を図るものであることと

許可基準についてもそれぞれの財産に応じた条例等が適正に適用されていたが、条号の適用について、行政財産においては多賀城市公有財産規則第22条第1号の「直接又は間接に本市の便宜となる事業又は施設の用に供する場合」に該当するものとしているのに対し、教育財産では多賀城市教育財産管理規

則第6条第2号「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体若しくは公益団体において公用、公共用又は公益事業の用に供する場合」に該当するものとしており、適用の仕方に差異がみられた。

許可手続きについてはおおむね適正に取り扱われていたが、許可申請を更新し公有財産の使用が長期間となっているものについては当初の申請時の記録がなく取り扱いの経緯等について不明な点のある例が見受けられた。

文化財課所管の貸付については、1件(1台)の自動販売機の設置について行政区長と福祉関係団体の2者が各々申請書を提出し、それぞれに許可書を交付しているものが見受けられたが、2者からの申請を受け付けた理由の記録がなく、経緯は不明となっていた。

道路公園課所管の貸し付けについては、申請書に記載のない設備(自動販売機への電気供給用の柱等)が設置されている例が1件見受けられた。

3 使用許可期間の設定状況

(1) 使用許可の期間については下記のとおり定められている。

- ・行政財産－多賀城市公有財産規則第22条の4

多賀城市公有財産規則

第22条の4 行政財産の使用許可の期間は、1年を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、当該期間を3年以内とすることができる。

- ・教育財産－多賀城市教育財産管理規則第8条

多賀城市教育財産管理規則

第8条 教育財産の使用許可の期間は、1年を超えることができない。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、当該期間を3年以内とすることができる。

- ・水道事業会計の固定資産－多賀城市水道事業会計規程第77条の2第2項

多賀城市水道事業会計規程

第77条の2

2 前項の規定による使用の許可期間は、2年を超えることができない。ただし、電柱、水道管、ガス管等の設置その他特殊の用に供するもので管理者が定めるものについては、この限りではない。

- ・公園施設(売店)とみなすもの－都市公園法第5条第3項

都市公園法

第5条

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、10年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(2) 許可基準別の使用許可期間別の取扱件数と自動販売機の設置台数は表3のとおりとなっている。

いずれも規則等に定められた期間以内に設定されていたが、行政財産については1～3年、都市公園については5～10年の範囲で、許可期間に不統一な点がみられた。

表3

許可基準	財産区分	許可期間	所管課等	取扱件数	設置台数
多賀城市公有財産規則第22条の4	行政財産	1年	管財課、介護福祉課	7件	7台
		2	道路公園課 (都市公園を除く)	8	12
		3	道路公園課 (都市公園を除く)	2	5
多賀城市教育財産管理規則第8条	教育財産	1	学校教育課、生涯学習課、文化財課	9	32
多賀城市水道事業会計規程第77条の2第2項	水道事業会計固定資産	2	管理課	1	1
都市公園法第5条第3項	都市公園	5	道路公園課	1	2
		9	道路公園課	12	14
		10	道路公園課	6	8
合計				46	81

(3) 担当課ごとの期間設定状況については表3-1のとおりとなっている。

道路公園課で許可期間2～3年としているものは多賀城市公有財産規則第22条の4のただし書を適用したものであるが、許可起案書に適用理由の記載がなく、しかも経緯は不明となっていた。

また、都市公園で5～10年となっているものについても許可起案書に期間設定理由の記載がなかったため確認したところ、申請者の希望する期間に設定したもの及び次回の更新時に一括して更新できるよう期間を調整しているものであった。

表 3 - 1

調査票 番号	所管課等		設置場所	取扱 件数	設置 台数	財産区分	許可基準	許可期間
①～⑥	総務部	管財課	市役所庁舎	6	6	行政財産	多賀城市公有財産規則第22条の4	1年
⑦	保健福祉部	介護福祉課	シルバーヘルスプラザ	1	1			1年
⑧～⑬ ⑮～⑰	建設部	道路公園課	多賀城駅東側ほか4駅 周辺、中央公園用地、中 央公園隣接地	9	15			2～3年
⑭			国府多賀城駅北側自由 通路	1	2			2年
⑱～⑳			貞山公園ほか17公園	19	24	都市公園	都市公園法第5条第3 号	5年～ 10年
㉟	教育委員会	学校教育課	学校給食センター	1	1	教育財産	多賀城市教育財産管理規則第8条	1年
㊱			市立図書館	1	1			1年
㊲			総合体育館	1	7			1年
㊳		生涯学習課	市民プール	1	8			1年
㊴			市民テニスコート	1	4			1年
㊵			大代地区公民館	1	1			1年
㊶㊷			文化センター	2	9			1年
㊸		文化財課	多賀城政庁跡北側(史跡 管理事務所脇)	1	1			1年
㊹	上水道部	管理課	上水道部庁舎	1	1	水道事業 会計固定 資産	多賀城市水道事業会 計規程第77条の2第 2号	2年
計				46	81			

4 使用料の算定・収納状況

(1) 使用料の算定については下記のように定められている。

- ・行政財産及び教育財産－多賀城市財産条例別表第3（第3条関係）

財産の種類	使用料(年額)	
	単 位	金 額
土 地	使用面積1平方メートルにつき	土地価格の6パーセントに相当する額
建 物	使用面積1平方メートルにつき	建物価格の8.40パーセントに相当する額

- ・水道事業会計固定資産－多賀城市水道部固定資産使用許可取扱要綱別表（第9条関係）

財産の種類	使用料(年額)	
	単 位	金 額
土 地	使用面積1平方メートルにつき	土地価格の6パーセントに相当する額
建 物	使用面積1平方メートルにつき	建物価格の8.40パーセントに相当する額

- ・都市公園－多賀城市都市公園条例別表第4（第12条関係）

区分	使用料	
	単 位	金 額
公園施設の設置	1平方メートルにつき1月	60円
公園施設の管理	1平方メートルにつき1月	600円

(2) 算定基準別の取扱件数は表4のとおりである。

表4

算定基準	財産区分	所管課等	取扱件数	設置台数
多賀城市財産条例別表第3 (第3条関係)	行 政 財 産	管財課、介護福祉課、道路公園課(都市公園を除く)	17 件	24 台
	教 育 財 産	学校教育課、生涯学習課、文化財課	9	32
多賀城市水道部固定資産使用許可取扱要綱別表(第9条関係)	水道事業会計固定資産	管理課	1	1
多賀城市都市公園条例別表第4(第12条関係)	都 市 公 園	道路公園課	19	24
合 計			46	81

(3) 担当課ごとの算定状況については表4-1のとおりとなっている。

使用料の算定及び収納に関する事務手続きは、おおむね適正な処理が行われていたが、次の点で誤り等が見受けられた。

- ア 道路公園課所管の貸付で使用料の算定額誤りが1件見受けられた(10割減免対象のため使用料の収納に影響なし)。
- イ 管財課所管の貸付で多賀城市財産条例第4条に定める使用料の納入期限を9月以上経過した後に収納されたものが1件見受けられた。
- ウ 教育財産について10割減免対象のもので使用料の算定をしていなかったものが生涯学習課所管の貸付で7件、文化財課所管の貸付で1件見受けられた。減免対象であっても使用料の額を算定し使用料の額(減免の額)を明らかにしておく必要がある。

表4-1

調査票番号	所管課等	設置場所	取扱件数	設置台数	区分	算定基準	算定・収納の状況	減免の有無
①～⑥	総務部 管財課	市役所庁舎	6	6	行政財産	多賀城市財産条例別表第3(第3条関係)	①納期限過ぎて収納	無
⑦	保健福祉部 介護福祉課	シルバーヘルスプラザ	1	1			適正	無
⑧～⑬ ⑮～⑰	建設部 道路公園課	多賀城駅東側ほか4駅周辺、中央公園用地、中央公園隣接地	9	15			適正	⑬～⑮のみ10割減免
⑭		国府多賀城駅北側自由通路	1	2			算定額誤り	10割減免
⑱～⑳	建設部 道路公園課	貞山公園ほか17公園	19	24	都市公園	多賀城市都市公園条例別表第4(第12条関係)	適正	㉕のみ10割減免
㉟		学校教育課	学校給食センター	1	1	教育財産	多賀城市財産条例別表第3(第3条関係)	適正
㊱	教育委員会 生涯学習課	市立図書館	1	1	使用料を算定せず			10割減免
㊲		総合体育館	1	7				
㊳		市民プール	1	8				
㊴		市民テニスコート	1	4				
㊵		大代地区公民館	1	1				
㊶㊷		文化センター	2	9				
㊸	文化財課	多賀城政庁跡北側(史跡管理事務所脇)	1	1				
㊹	上水道部 管理課	上水道部庁舎	1	1	水道事業会計固定資産	多賀城市水道部固定資産使用許可取扱要綱別表	適正	無
計			46	81				

<電気料徴収関係>

自動販売機の電気料については設置者負担となるが、財産管理者から電気の供給を受けている場合は、市が設置者から電気料を徴収することとなっている。関連事項としてその状況についても確認したところ、表4-2のとおりであった。

表4-2

調査票番号	所管課等		設置場所	取扱件数	設置台数	電気料徴収の有無	徴収周期	子メーターの有無	電気料の算定方法
①～⑥	総務部	管財課	市役所庁舎	6	6	有	毎月	有	子メーターにより計測した月の使用量に庁舎の電気使用料の平均単価を乗じた額
⑦	保健福祉部	介護福祉課	シルバーヘルスプラザ	1	1	有	毎月	有	子メーターにより計測した月の使用量に直近の電気料単価を乗じた額
⑧～⑬ ⑮～⑰	建設部	道路課	多賀城駅東側ほか4駅周辺、中央公園用地、中央公園隣接地	9	15	⑧⑨⑫ ⑬⑮⑰ =無	—	—	独自の引込線による電気供給
			⑩⑪⑮ =有			毎月	有	子メーターにより計測した月の使用量に直近の電気料単価を乗じた額	
⑭			国府多賀城駅北側自由通路	1	2	有	毎月	有	子メーターにより計測した月の使用量に直近の電気料単価を乗じた額
⑱～⑳			貞山公園ほか17公園(都市公園法の公園)	19	24	無	—	—	独自の引込線による電気供給
㉓	教育委員会	学校教育課	学校給食センター	1	1	有	年1回	有	子メーターにより計測した許可満了日の使用量に直近の電気料金単価を乗じた額
㉔		生涯学習課	市立図書館	1	1	有	毎月	有	子メーターにより計測した月の使用量に直近の電気料金単価を乗じ基本利用料(機器容量相当)を加えた額
㉕			総合体育館	1	7	有	毎月	有	子メーターにより計測した月の使用量に直近の電気料金単価を乗じ基本利用料(機器容量相当)を加えた額
㉖			市民プール	1	8	有	毎月	有	子メーターにより計測した月の使用量に直近の電気料金単価を乗じ基本利用料(機器容量相当)を加えた額
㉗			市民テニスコート	1	4	有	毎月	有	子メーターにより計測した月の使用量に直近の電気料金単価を乗じ基本利用料(機器容量相当)を加えた額
㉘			大代地区公民館	1	1	有	毎月	有	子メーターにより計測した月の使用量に直近の電気料金単価を乗じ基本利用料(機器容量相当)を加えた額
㉙㉚			文化センター	2	9	無	—	—	指定管理する施設からの電気供給
㉛		文化財課	多賀城政庁跡北側(史跡管理事務所脇)	1	1	有	年1回	有	子メーターにより計測した許可満了日の使用量に直近の電気料金単価を乗じた額
㉜	上水道部	管理課	上水道部庁舎	1	1	有	年2回	有	半期ごとの使用量に単価25円を乗じた額
計				46	81				

徴収の周期については毎月、年2回、年1回のものが存在し、不統一な点が見受けられた。

算定方法についても単価の決め方について不統一な点が見受けられた。

また、文化センターについては施設から電気が供給されているが電気料の取り扱いについて明確な取り決めがないまま徴収しない状況となっていた。

文化センター以外の電気料徴収がないものは、設置者が電力会社から供給を受けている。

5 使用料の減免状況

(1) 使用料の減免については下記のとおり定められている。

・ 行政財産、教育財産－多賀城市公有財産条例第5条

多賀城市財産条例

第5条 行政財産の使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。
- (2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。
- (3) 地震、火災、水害等の災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

・ 水道事業会計の固定資産－多賀城市水道事業会計規程第77条の3第2項

多賀城市水道事業会計規程

第77条の3

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず使用料を免除することができる。

- (1) 国及び他の地方公共団体等において、公用、公共用又は公益事業の用に供する場合
- (2) 地震、火災、水害等の災害により、固定資産の使用の許可を受けた者が、当該資産を使用の目的に供し難いと認める場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事由があると管理者が認めた場合

・ 公園施設(売店)とみなすもの－多賀城市都市公園条例施行規則第10条

多賀城市都市公園条例施行規則

第10条 条例第15条の規定により、占用等使用者から徴収する使用料の全部又は一部の免除することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、減免率は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公共用に使用する場合 10割
- (2) 市内の幼稚園又は保育所等がその目的を達成するために催す行事等に使用する場合 10割
- (3) 町内会等が地域活動のために使用する場合 10割
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が減免を必要と認めた場合 市長が定めた率

(2) 減免の状況は表 5 のとおりである。

減免対象となった貸付は 46 件（81 台）中 12 件（38 台）であり、すべて使用料の 10 割を減免するものである。

減免の適用状況を見ると、飲料メーカー、自動販売機設置業者などの民間事業者はすべて減免対象外となっているが、福祉関係団体、社会教育団体などの非営利団体の扱いについて不統一な点が見受けられた。

表 5

減免基準	財産区分	所管課等	減免対象 件数(台数)	非減免対象 件数(台数)	計
多賀城市公有財産条例第 5 条	行政財産	管財課、介護福祉課、道路 公園課(都市公園を除く)	3 件(台) (5)	14 件(台) (19)	17 件(台) (24)
	教育財産	学校教育課、生涯学習課、 文化財課	8 (31)	1 (1)	9 (32)
多賀城市水道事業会計規 程第 77 条の 3 第 2 項	水道事業会計固 定資産	管理課		1 (1)	1 (1)
多賀城市都市公園条例施 行規則第 10 条	都市公園	道路公園課	1 (2)	18 (22)	19 (24)
合 計			12 (38)	34 (43)	46 (81)

(3) 担当課ごとの減免状況の詳細については表 5-1 のとおりとなっている。

道路公園課所管の多賀城市身体障害者福祉協会が申請者となっている貸付について、減免対象となっているもの 3 台(調査票番号⑬~⑮)となっていないもの 2 台(調査票番号⑯⑳)が存在した。

また、表 5-1 中に掲載のある非営利団体ごとの取り扱い状況は表 5-2 のとおりである。

母子福祉連合会(介護福祉課所管)及び前述の身体障害者福祉協会(1 件のみ)の申請分が減免対象となっていない。

また、表 5-3 は減免理由についてまとめたものである。減免基準に即した内容となっていないものが見受けられた。

減免の取り扱いについては、同じ団体、同種の団体間においても不統一な点がある。

表 5 - 1

調査票番号	所管課等	設置場所	取扱件数	設置台数	区分	減免の有無 (許可申請者)	減免基準	減免理由
①～⑥	総務部 管財課	市役所庁舎	6	6	行政財産	無 (民間事業者)	—	—
⑦	保健福祉部 介護福祉課	シルバーヘルズプラザ	1	1		無 (母子福祉連合会)	—	—
⑧～⑬ ⑮～⑰		多賀城駅東側ほか4駅周辺、中央公園用地、中央公園隣接地	9	15		⑧～⑫、⑰＝無 (民間事業者)	—	—
						⑬・⑮＝有 (身体障害者福祉協会)	多賀城市財産条例第5条第4号	障害者福祉向上と障害者各団体の活動に寄与するため
⑭	建設部 道路公園課	国府多賀城駅北側自由通路	1	2	⑭＝有 (身体障害者福祉協会)	多賀城市財産条例第5条第4号	障害者福祉向上と障害者各団体の活動に寄与するため	
⑱～㉔		貞山公園ほか17公園	19	24	都市公園	⑱～㉓、㉔～㉗、㉘～㉚、㉛＝無 (民間事業者)	—	—
						㉜＝無 (身体障害者福祉協会)	—	—
						㉝＝有 (体育協会)	多賀城市都市公園条例施行規則第10条第4号	公園内の便益施設と認められるため
㉞	教育委員会	学校教育課	学校給食センター	1	1	無 (民間事業者)	—	—
㉟		生涯学習課	市立図書館	1	1	有 (市立図書館ボランティア団体連絡会)	多賀城市公有財産条例第5条第2号	生涯学習を推進する団体であるため
㊱			総合体育館	1	7	有 (体育協会)	多賀城市公有財産条例第5条第2号	スポーツ団体の活動支援を推進する団体であるため
㊲			市民プール	1	8	有 (体育協会)	多賀城市公有財産条例第5条第2号	スポーツ団体の活動支援を推進する団体であるため
㊳			市民テニスコート	1	4	有 (体育協会)	多賀城市公有財産条例第5条第2号	スポーツ団体の活動支援を推進する団体であるため
㊴		文化財課	大代地区公民館	1	1	有 (大代地区コミュニティ推進協議会)	多賀城市公有財産条例第5条第2号	大代地区住民による明るく住みよい地域を築くことを目的とした市民活動を推進する団体であるため
㊵㊶			文化センター	2	9	有 (JM共同事業者)	多賀城市公有財産条例第5条第2号	指定管理者であり公益団体であること、設置は施設利用者の利便を図るためのものであるため
㊷			多賀城政庁跡北側(史跡管理事務所脇)	1	1	有 (身体障害者福祉協会及び市川区長)	多賀城市公有財産条例第5条第2号	身体障害者福祉協会運営活動資金の確保のため
㊸	上水道部 管理課	上水道部庁舎	1	1	水道事業会計固定資産	無 (民間事業者)	—	
計			46	81				

表 5 - 2

区分	団体名	所管課	貸付財産 (設置個所)	減免の有無	調査票番号
福祉関係団体	母子福祉連合会	介護福祉課	シルバーヘルスプラザ内	無	⑦
	多賀城市身体障害者福祉協会	道路公園課	中央公園隣接地	有	⑬
			国府多賀城駅北側自由通路	有	⑭
			国府多賀城駅南側広場	有	⑮
			中央公園用地	無	⑯
貞山公園内	無	㉘			
社会教育団体	多賀城市立図書館ボランティア団体連絡会	生涯学習課	市立図書館	有	⑳
	多賀城市体育協会	道路公園課	多賀城公園内	有	㉓
		生涯学習課	総合体育館	有	㉙
			市民プール	有	㉚
市民テニスコート	有	㉛			
地域活動団体	大代地区コミュニティ推進協議会	生涯学習課	大代地区公民館	有	㉜
指定管理者	JM共同事業体	生涯学習課	文化センター	有	㉝ ㉞
その他	多賀城市身体障害者福祉協会及び市川区長	文化財課	多賀城政庁跡北側(史跡管理事務所脇)	有	㉟

表 5 - 3

所管課	貸付財産 (設置個所)	団体名	減免の有無	調査票番号	減免適用条項	減免理由
道路公園課	中央公園隣接地	多賀城市身体障害者福祉協会	有	⑬	多賀城市財産条例第5条第4号	障害者福祉向上と障害者各団体の活動に寄与するため
	国府多賀城駅北側自由通路		有	⑭		
	国府多賀城駅南側広場		有	⑮		
生涯学習課	市立図書館	多賀城市立図書館ボランティア団体連絡会	有	⑳	多賀城市公有財産条例第5条第2号	生涯学習を推進する団体であるため
道路公園課	多賀城公園内	多賀城市体育協会	有	㉓	多賀城市都市公園条例施行規則第10条第4号	公園内の便益施設と認められるため
生涯学習課	総合体育館		有	㉙	多賀城市公有財産条例第5条第2号	スポーツ団体の活動支援を推進する団体であるため
	市民プール		有	㉚		
	市民テニスコート	有	㉛			
生涯学習課	大代地区公民館	大代地区コミュニティ推進協議会	有	㉜	多賀城市公有財産条例第5条第2号	大代地区住民による明るく住みよい地域を築くことを目的とした市民活動を推進する団体であるため
生涯学習課	文化センター	JM共同事業体	有	㉝ ㉞	多賀城市公有財産条例第5条第2号	指定管理者であり公益団体であること、設置は施設利用者の利便を図るためのものであるため
文化財課	多賀城政庁跡北側(史跡管理事務所脇)	多賀城市身体障害者福祉協会及び市川区長	有	㉟	多賀城市公有財産条例第5条第2号	身体障害者福祉協会運営活動資金の確保のため

第6 監査の結果

1 貸付(使用許可)の理由は適切か。

貸付(使用許可)の理由については清涼飲料等の自動販売機を設置することによって来庁者・施設利用者等の便宜を図るもの、職員等の福利厚生を図るものであり、適切であった。

貸付(使用許可)の手続きについてもおおむね適正に取り扱われていたが、申請書に記載のない設備(自動販売機への電気供給用の柱等)が設置されている例が1件見受けられたことから、申請内容の確認と許可後の現況把握のあり方について検討されたい。

2 貸付(使用許可)期間及び貸付(使用)料その他貸付(使用許可)条件は適正か。

(1) 貸付(使用許可)期間について

貸付(使用許可)期間については規則等に定める期間以内に設定され、適正な取り扱いがなされていた。

ただし、行政財産の使用期間については基本的には1年であるが、特段の理由を示さずただし書を適用し3年と設定しているものが見受けられたので、多賀城市全体として統一的な取り扱いがなされるよう検討されたい。

また、多賀城市公有財産規則第22条の4又は多賀城市教育財産管理規則第8条のただし書を適用し許可期間の延長をする場合には、延長すべきと認める理由を起案書等に明記しておくべきである。

都市公園については、貸付期間が5年から10年の間で設定されていた。この理由は申請者の希望あるいは次回更新時の事務処理を効率的に行うため期間を調整しているものであったが、期間の設定についても起案書等に明記しておくべきである。

(2) 貸付(使用)料について

貸付(使用)料についてもおおむね適正に取り扱われていたが、次の点について誤り等が見受けられた。

ア 道路公園課所管の貸付において算定額の誤り1件が見受けられた(10割減免対象のため収納額に影響せず)。

イ 10割減免該当としたものについて使用料の算定をしていないものが生涯学習課所管の貸付で7件、文化財課所管の貸付で1件見受けられた。

手順としては、まず使用料を算定し、減免の検討とすべきである。

ウ 使用料の収納についてもおおむね適正であったが管財課所管の貸付で納入期限を超過したものが1件見受けられた。

行政財産の使用料については許可を受けた日から1月以内に納入することとされており、当該事例については、納期限は平成25年4月30日であったが、実際の納入は平成26年2月であった。長期に渡り未納となっていたもので、納入遅延に対しては、適切な時期に督促を行うなど、適正な収納管理を徹底されたい。

(3) 電気料の徴収

使用料の取り扱いに付随して、自動販売機の電気料の徴収についても確認したところ、徴収の周期や額の算定法に若干の差異が見受けられたので、これらについても統一的な取り扱いを望むものである。

3 貸付(使用)料減免の理由、内容は適正か。

(1) 減免理由について

貸付(使用)料の減免理由については表5-3でも示したところであるが下記3点については減免の判断を下した理由としては記述不足と思われるので、減免基準に即した理由を示すようにされたい。

ア 道路公園課所管の多賀城市体育協会への貸付(調査票番号㉔)

イ 生涯学習課所管のJM共同事業体(文化センター指定管理者)への貸付(調査票番号㉓・㉔)

ウ 文化財課所管の多賀城市身体障害者福祉協会及び市川区長への貸付(調査票番号㉕)

イについては「指定管理者であり公益団体であること」と理由を記載しているが、指定管理者は民間事業者も含め様々な団体が受託できるものであることから、減免理由としては不十分と思われる。

減免の適用に当たっては適正で公平な取り扱いがなされるよう、前例だけを参考に判断するのではなく、基準となる条文等に照らし合わせ適切に判断されるよう望むものである。

(2) 減免内容について

減免対象とされた貸付についてはすべて使用料の10割が減免されるものとなっていた。

道路公園課所管の多賀城市身体障害者福祉協会への貸付については、減免の対象として使用料の10割を減免しているものと、減免の対象としていないものが存在し、取り扱いが不統一である。

また、介護福祉課所管の母子福祉連合会への貸付については減免対象とされていないが、他の福祉関係団体等の減免状況との整合性も考慮し、統一的な取り扱いとされるよう検討されたい。

4 上記1から3について、統一的な取り扱いがなされているか。

(1) 貸付(使用)許可の理由についてはおおむね統一的な取り扱いがなされていた。

(2-1) 貸付(使用許可)期間については一部に不統一な取り扱いが見受けられた。

担当課により期間の設定に差異が生じないように取り扱われるとともに、期間を延長する場合などについてはその理由を許可起案書等に明記するなど、

適切な判断のもとに期間設定されていることを明確にするようにされたい。

(2-2) 貸付(使用)料については統一的な取り扱いがなされていた。

なお、自動販売機の電気料実費徴収に関して取り扱いに一部差異が生じていた。

(3) 貸付(使用)料減免については一部に不統一な取り扱いが見受けられた。

同じ団体への貸付について10割減免と減免なしのものが見受けられたほか、福祉関係団体において減免対象とされているものとされていないものが見受けられた。

また、減免申請に際して申請者と協議した内容などの記録が許可起案書などに記載されていないため、取扱いに差異の生じた経緯が不明となっている状態がみられた。

今後は申請者との協議内容や取り決めた事項について記録し、減免に関する判断の根拠を明かにしておくことが必要と思われる。

これらの不統一な取り扱いが生じた原因については、それぞれの貸付事務について前例を踏襲した処理が行われ更新の際に見直しが行われていない、各担当課等で事務処理が完結し同種の事例と比較検討する機会がないことなどが一因と思われる。これを解決するためには公有財産を総括する管財課等が主導して取り扱いの適正化を図る必要があると考えられる。

なお、今回監査対象とした自動販売機設置に係る公有財産以外の公有財産の貸付(使用許可)に関する取扱いについては定期監査の中で並行して確認を行っているが、この中で許可起案書に「行政財産の使用許可事務処理要領」を添付しているものが存在した。

この要領には使用許可の原則が記載されており、公有財産規則第22条に定める目的外使用許可の具体的な内容が列記されているほか、同規則第22条の4ただし書による期間延長の適用や使用料の減免割合も示されており、行政財産の貸付を行う上で重要であるとともに、適切で統一的な事務処理の確立に大いに役立つものであると考えられるが、今回の行政監査で対象とした貸付に関する許可起案書等で、この要領を判断基準と記しているものは見受けられず、職員への周知徹底が不十分と考えられる。

また、普通財産の貸付事務については貸付事務処理要領や普通財産(土地・建物・工作物)貸付料算定基準が存在し、貸付料の算定基準や減額の取扱いについて示されている。

全庁的に適切で統一的な取扱いを確立するためには、これらの要領に定められた取扱いの周知が必要である。全職員がアクセスできる全庁ポータル上の掲示板や供用キャビネットに掲示・格納する、担当者対象の説明会を実施するなど、周知が図られるよう検討されたい。

5 新たな取組事例

平成26年度からは新たな取組みにより市役所庁舎等の有効活用と来庁者への便宜提供が図られている。

管財課では来庁者へのサービス向上と災害発生時の支援体制強化を図るため、市役所庁舎内に設置している自動販売機の入れ替えを行い、災害発生時に電気が供給されない状況であっても内蔵バッテリー等により飲料水等の無償提供支援が可能な機種を設置も含め自動販売機設置運用についての企画提案を公募し、最良の提案をした事業者を設置者として決定している。

また、地域コミュニティ課では所管する多賀城市市民活動サポートセンターのリニューアル後の自動販売機設置に当たって、AEDの附置その他の利便性向上等につながる付加価値を提供できるかについて事業者からの提案を公募し、最も優れた付加価値の提案のあった事業者を設置事業者として決定している。

これまでの市内公有財産への自動販売機の設置については、飲料メーカー等民間事業者からの申請を個別に受け付けたものや市民団体が継続して設置しているものの更新が主であったが、行政財産の目的外使用の使用料も貴重な財源であることを認識し、収入の確保と公有財産の有効活用を推進するためには、こうした新しい取組みを全庁的なものにしていくことが有効と思われる。

おわりに

自動販売機の設置は公有財産の有効活用と歳入の確保につながるものであり、担当各課等において適切な取扱いに努めることはもちろんであるが、市全体として適正で統一的な取扱いを確立するべきである。このためには公有財産を総括する総務部において全般的な対応が必要と思われる。

「5 新たな取組み事例」で述べた、新しい方式を導入した関係職員の取組みについて評価するとともに、市民サービス向上と公有財産のさらなる有効活用を目指して、適切でかつ全庁的に統一された貸付(使用許可)事務となるよう検討されたい。

自動販売機の設置を用途として貸付ている公有財産一覧

調査票番号	担当部	担当課	設置場所	財産区分	土地建物	種別	台数	面積	申請者	年数	許可該当条号	許可理由	使用料算定方法	使用料	収入額	収納状況	減免	減免理由	減免該当条号	電気料収納	子メーター	収納周期	電気料算定方法	所見等	
①	総務部	管財課	多賀城市役所東庁舎1階東玄関前	行政財産	建物	飲料	1	0.5	仙台キリンビバレッジサービス株	1	公有財産規則第22号第1号	来庁者等の便宜を図るため	使用面積1㎡につき建物相当額の8.4%に相当する額	3,595	3,595	条例で定める納期限を過ぎて収納	無	—	—	有	有	毎月	子メーターにより計測した月の使用量に平均単価(庁舎における電気使用料)を乗じた額	・使用料の収納年月日が多賀城市財産条例第4条に定める納期限を過ぎていたもの ・許可理由及び該当条号について起案書記載なし	
②	総務部	管財課	多賀城市役所西庁舎6階福利厚生室脇	行政財産	建物	飲料	1	0.5	大塚食品㈱仙台支店	1	公有財産規則第22号第1号	来庁者等の便宜を図るため	使用面積1㎡につき建物相当額の8.4%に相当する額	14,588	14,588	納入期限内に収納済み	無	—	—	有	有	毎月	子メーターにより計測した月の使用量に平均単価(庁舎における電気使用料)を乗じた額	・許可理由及び該当条号について起案書記載なし	
③	総務部	管財課	多賀城市役所西庁舎6階エレベーター前	行政財産	建物	飲料	1	1.0	仙台ココ・コーラボロリング㈱仙台支店	1	公有財産規則第22号第1号	来庁者等の便宜を図るため	使用面積1㎡につき建物相当額の8.4%に相当する額	14,588	14,588	納入期限内に収納済み	無	—	—	有	有	毎月	子メーターにより計測した月の使用量に平均単価(庁舎における電気使用料)を乗じた額	・許可理由及び該当条号について起案書記載なし	
④	総務部	管財課	多賀城市役所西庁舎6階エレベーター前	行政財産	建物	飲料	1	0.6	宮城中央ヤクルト販売㈱	1	公有財産規則第22号第1号	来庁者等の便宜を図るため	使用面積1㎡につき建物相当額の8.4%に相当する額	14,588	14,588	納入期限内に収納済み	無	—	—	有	有	毎月	子メーターにより計測した月の使用量に平均単価(庁舎における電気使用料)を乗じた額	・許可理由及び該当条号について起案書記載なし	
⑤	総務部	管財課	多賀城市役所西庁舎6階エレベーター前	行政財産	建物	飲料	1	0.6	㈱アベックス東北南支社	1	公有財産規則第22号第1号	来庁者等の便宜を図るため	使用面積1㎡につき建物相当額の8.4%に相当する額	14,588	14,588	納入期限内に収納済み	無	—	—	有	有	毎月	子メーターにより計測した月の使用量に平均単価(庁舎における電気使用料)を乗じた額	・許可理由及び該当条号について起案書記載なし	
⑥	総務部	管財課	多賀城市役所西庁舎1階ロビー前	行政財産	建物	飲料	1	1.3	㈱アベックス東北南支社	0	公有財産規則第22号第1号	来庁者等の便宜を図るため	使用面積1㎡につき建物相当額の8.4%に相当する額	12,157	12,157	納入期限内に収納済み	無	—	—	有	有	毎月	子メーターにより計測した月の使用量に平均単価(庁舎における電気使用料)を乗じた額	・許可理由及び該当条号について起案書記載なし	
⑦	保健福祉部	介護福祉課	多賀城市シルバーヘルスプラザ内	行政財産	建物	飲料	1	0.5	母子福祉連合会	1	公有財産規則第22号第1号	施設利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき建物相当額の8.4%に相当する額	12,793	12,793	納入期限内に収納済み	無	—	—	有	有	毎月	子メーターにより計測した月の使用量に直近の電気料単価を乗じた額	・減免のあり方について他の団体との整合性について検討を ・該当条号について起案書記載なし	
⑧	建設部	道路公園課	多賀城駅東側	行政財産	土地	飲料	2	1.6	仙台ココ・コーラボロリング㈱仙台支店	3	公有財産規則第22号第1号	駅及び公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき土地価額の6%に相当する額	6,960	6,960	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	—	・許可理由、許可期間延長の理由について起案書記載なし
⑨	建設部	道路公園課	多賀城駅東側	行政財産	土地	飲料	2	1.4	東北ベプシコーラ販売㈱	3	公有財産規則第22号第1号	駅及び公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき土地価額の6%に相当する額	6,960	6,960	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	—	・許可理由、許可期間延長の理由について起案書記載なし
⑩	建設部	道路公園課	国府多賀城駅北側	行政財産	土地	飲料	1	0.8	東北ベプシコーラ販売㈱	3	公有財産規則第22号第1号	駅利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき土地価額の6%に相当する額	2,880	2,880	納入期限内に収納済み	無	—	—	有	有	毎月	子メーターにより計測した月の使用量に平均単価(庁舎における電気料単価)を乗じた額	・許可理由、許可期間延長の理由について起案書記載なし	
⑪	建設部	道路公園課	国府多賀城駅南側	行政財産	土地	飲料	1	1.0	東北ベプシコーラ販売㈱	3	公有財産規則第22号第1号	駅利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき土地価額の6%に相当する額	6,480	6,480	納入期限内に収納済み	無	—	—	有	有	毎月	子メーターにより計測した月の使用量に直近の電気料単価を乗じた額	・許可理由、許可期間延長の理由について起案書記載なし	
⑫	建設部	道路公園課	下馬駅前広場	行政財産	土地	飲料	1	1.0	東北ベプシコーラ販売㈱	3	公有財産規則第22号第1号	駅利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき土地価額の6%に相当する額	5,040	5,040	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	—	・許可理由、許可期間延長の理由について起案書記載なし
⑬	建設部	道路公園課	中央公園隣接地	行政財産	土地	飲料	1	0.8	多賀城市身体障害者福祉協会	3	公有財産規則第22号第1号	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき土地価額の6%に相当する額	2,160	—	—	10割	障害者福祉向上と障害者各団体の活動に寄与するため	財産条例第5条第4号	無	—	—	—	—	・許可理由、許可期間延長の理由について起案書記載なし
⑭	建設部	道路公園課	国府多賀城駅北側自由通路	行政財産	建物	飲料	2	1.4	多賀城市身体障害者福祉協会	3	公有財産規則第22号第1号	駅利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき土地価額の6%に相当する額	1,171,688	—	—	10割	障害者福祉向上と障害者各団体の活動に寄与するため	財産条例第5条第4号	有	有	毎月	子メーターにより計測した月の使用量に直近の電気料単価を乗じた額	・使用料の額算定限り ・許可理由、許可期間延長の理由について起案書記載なし	
⑮	建設部	道路公園課	国府多賀城駅南側広場	行政財産	土地	飲料	2	1.7	多賀城市身体障害者福祉協会	3	公有財産規則第22号第1号	駅利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき土地価額の6%に相当する額	6,480	—	—	10割	障害者福祉向上と障害者各団体の活動に寄与するため	財産条例第5条第4号	有	有	毎月	子メーターにより計測した月の使用量に直近の電気料単価を乗じた額	・許可理由、許可期間延長の理由について起案書記載なし	
⑯	建設部	道路公園課	中央公園用地	行政財産	土地	飲料	2	2.4	多賀城市身体障害者福祉協会	2	公有財産規則第22号第1号	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき土地価額の6%に相当する額	6,392	6,392	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	—	・同じ設置者間(⑬～⑮)は10割減免一取扱いに違いあり ・許可理由、許可期間延長の理由について起案書記載なし
⑰	建設部	道路公園課	中央公園隣接地	行政財産	土地	飲料	3	2.3	㈱サン・ベンディング	2	公有財産規則第22号第1号	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき土地価額の6%に相当する額	6,300	6,300	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	—	・申請書に記載のない施設(電力供給用の柱)が設置されていたもの ・許可理由、許可期間延長の理由について起案書記載なし
⑱	建設部	道路公園課	貞山公園内	行政財産	土地	飲料	2	1.7	東北ベプシコーラ販売㈱	10	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料600円/月+管理使用料600円/月	16,212	16,212	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	—	・許可期間の設定について起案書記載なし
⑲	建設部	道路公園課	旭ヶ岡公園内	行政財産	土地	飲料	1	0.8	東北ベプシコーラ販売㈱	10	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料600円/月+管理使用料600円/月	8,022	8,022	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	—	・許可期間の設定について起案書記載なし
⑳	建設部	道路公園課	水入公園内	行政財産	土地	飲料	1	0.7	東北ベプシコーラ販売㈱	10	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料600円/月+管理使用料600円/月	8,102	8,102	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	—	・許可期間の設定について起案書記載なし
㉑	建設部	道路公園課	舟橋公園内	行政財産	土地	飲料	2	1.5	東北ベプシコーラ販売㈱	10	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料600円/月+管理使用料600円/月	15,927	15,927	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	—	・許可期間の設定について起案書記載なし
㉒	建設部	道路公園課	鴻の池公園内	行政財産	土地	飲料	1	0.8	東北ベプシコーラ販売㈱	10	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料600円/月+管理使用料600円/月	8,170	8,170	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	—	・許可期間の設定について起案書記載なし
㉓	建設部	道路公園課	割山公園内	行政財産	土地	飲料	1	0.8	東北ベプシコーラ販売㈱	9	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料600円/月+管理使用料600円/月	8,212	8,212	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	—	・許可期間の設定について起案書記載なし
㉔	建設部	道路公園課	高崎1号公園内	行政財産	土地	飲料	1	0.8	東北ベプシコーラ販売㈱	9	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料600円/月+管理使用料600円/月	7,955	7,955	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	—	・許可期間の設定について起案書記載なし

自動販売機の設置を用途として貸付している公有財産一覧

調査票番号	担当部	担当課	設置場所	財産区分	土地建物	種別	台数	面積	申請者	年数	許可該当条号	許可理由	使用料算定方法	使用料	収入額	収納状況	減免	減免理由	減免該当条号	電気料収納	子メーター	収納周期	電気料算定方法	所見等
㉔	建設部	道路公園課	紅葉山公園内	行政財産	土地	飲料	1	0.8	東北ベプシコーラ販売㈱	9	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料60円/月+管理使用料600円/月	8,007	8,007	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	・許可期間の設定について起案書記載なし
㉕	建設部	道路公園課	市役所前公園内	行政財産	土地	飲料	1	0.9	東北ベプシコーラ販売㈱	9	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料60円/月+管理使用料600円/月	8,017	8,017	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	・許可期間の設定について起案書記載なし
㉖	建設部	道路公園課	水入公園内	行政財産	土地	飲料	1	0.8	東北ベプシコーラ販売㈱	10	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料60円/月+管理使用料600円/月	7,930	7,930	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	・許可期間の設定について起案書記載なし
㉗	建設部	道路公園課	貞山公園内	行政財産	土地	飲料	2	2.4	多賀城市身体障害者福祉協会	10	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料60円/月+管理使用料600円/月	23,892	23,892	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	・同じ設置者間(㉓～㉖)は10割減免→取り扱いに違いあり ・許可期間の設定について起案書記載なし
㉘	建設部	道路公園課	貞山公園内	行政財産	土地	飲料	2	1.3	㈱伊藤園仙台東部支店	9	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料60円/月+管理使用料600円/月	16,077	16,077	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	・許可期間の設定について起案書記載なし
㉙	建設部	道路公園課	志引公園内	行政財産	土地	飲料	1	0.6	㈱伊藤園仙台東部支店	9	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料60円/月+管理使用料600円/月	8,132	8,132	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	・許可期間の設定について起案書記載なし
㉚	建設部	道路公園課	志引北公園内	行政財産	土地	飲料	1	0.6	㈱伊藤園仙台東部支店	9	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料60円/月+管理使用料600円/月	8,092	8,092	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	・許可期間の設定について起案書記載なし
㉛	建設部	道路公園課	志引南公園内	行政財産	土地	飲料	1	0.6	㈱伊藤園仙台東部支店	9	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料60円/月+管理使用料600円/月	8,182	8,182	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	・許可期間の設定について起案書記載なし
㉜	建設部	道路公園課	高崎2号公園内	行政財産	土地	飲料	1	0.6	㈱伊藤園仙台東部支店	9	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料60円/月+管理使用料600円/月	8,100	8,100	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	・許可期間の設定について起案書記載なし
㉝	建設部	道路公園課	大日南公園内	行政財産	土地	飲料	1	0.6	㈱伊藤園仙台東部支店	9	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料60円/月+管理使用料600円/月	7,930	7,930	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	・許可期間の設定について起案書記載なし
㉞	建設部	道路公園課	多賀城公園内	行政財産	土地	飲料	2	1.7	多賀城市体育協会	5	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料60円/月	1,440	—	10割	公園内の便施設と認められるため	都市公園条例施行規則第10条第4号	無	有	—	—	・許可期間の設定について起案書記載なし ・減免理由については団体の公益性等を記載するべき	
㉟	建設部	道路公園課	丸山公園内	行政財産	土地	飲料	1	0.9	㈱サン・ベンディング東北	9	都市公園法第2条第7号及び都市公園法施行令第5条第6項	公園利用者の便宜を図るため	使用面積1㎡につき設置使用料60円/月+管理使用料600円/月	8,000	8,000	納入期限内に収納済み	無	—	—	無	—	—	—	・許可期間の設定について起案書記載なし
㊱	教育委員会	学校給食センター	学校給食センター	行政財産	建物	飲料	1	1.0	㈱NECライベックス(学校給食調理等業務委託受託者)	1	教育財産管理規則第6条第3号	学校給食調理業務従事従業員の福利厚生のため	使用面積1㎡につき建物相当額の8.4%に相当する額	17,936	17,936	納入期限内に収納済み	無	—	—	有	有	年1回(3月)	子メーターにより計測した許可可成り日の使用量に直近の電気料金単価を乗じた額	・2社から申請書提出あり、2者に許可しているがその経緯が不明となっているもの ・減免理由については団体の公益性等を記載するべき
㊲	教育委員会	生涯学習課	市立図書館	行政財産	建物	飲料	1	0.8	多賀城市立図書館ボランティア団体連絡会	1	教育財産管理規則第6条第2号	来庁者等の便宜を図るため	算定なし	算定なし	—	10割	生涯学習を推進する団体であるため	財産条例第5条第2号	有	有	毎月	子メーターにより計測した月の使用量に直近の電気料金単価を乗じ基本利用料(機器容量相当)を加えた額	・使用料の額算定せず	
㊳	教育委員会	生涯学習課	総合体育館	行政財産	建物	飲料・食物	7	6.7	多賀城市体育協会	1	教育財産管理規則第6条第2号	来庁者等の便宜を図るため	算定なし	算定なし	—	10割	スポーツ団体の活動支援を推進する団体であるため	財産条例第5条第2号	有	有	毎月	子メーターにより計測した月の使用量に直近の電気料金単価を乗じ基本利用料(機器容量相当)を加えた額	・使用料の額算定せず	
㊴	教育委員会	生涯学習課	市民プール	行政財産	建物	飲料・食物・水泳槽	8	7.6	多賀城市体育協会	1	教育財産管理規則第6条第2号	来庁者等の便宜を図るため	算定なし	算定なし	—	10割	スポーツ団体の活動支援を推進する団体であるため	財産条例第5条第2号	有	有	毎月	子メーターにより計測した月の使用量に直近の電気料金単価を乗じ基本利用料(機器容量相当)を加えた額	・使用料の額算定せず	
㊵	教育委員会	生涯学習課	市民テニスコート	行政財産	建物	飲料	4	3.8	多賀城市体育協会	1	教育財産管理規則第6条第2号	来庁者等の便宜を図るため	算定なし	算定なし	—	10割	スポーツ団体の活動支援を推進する団体であるため	財産条例第5条第2号	有	有	毎月	子メーターにより計測した月の使用量に直近の電気料金単価を乗じ基本利用料(機器容量相当)を加えた額	・使用料の額算定せず	
㊶	教育委員会	生涯学習課	大代地区公民館	行政財産	建物	飲料	1	1.0	大代地区コミュニティ推進協議会	1	教育財産管理規則第6条第2号	来庁者等の便宜を図るため	算定なし	算定なし	—	10割	大代地区住民による明るく住みよい地域を築くことを目的とした市民活動を推進する団体であるため	財産条例第5条第2号	有	有	毎月	子メーターの1月分の使用量に電気量1kwhの単価を乗じた額	・多賀城市公有財産規則第41条に定める公有財産貸付等状況報告書(H25.3.31現在)への報告がされていないもの ・使用料の額算定せず ・使用料の額算定せず ・電気料実費について明確な取り決めなく慣例により徴収せず ・減免理由については団体の公益性等を記載するべき	
㊷	教育委員会	生涯学習課	文化センター	行政財産	建物	飲料・食物	8	2.9	JM共同事業体	1	教育財産管理規則第6条第2号	来庁者等の便宜を図るため	算定なし	算定なし	—	10割	指定管理者であり公益団体であること、設置は施設利用者の利便を図るためのものであるため	財産条例第5条第2号	無	有	—	—	—	・2社から申請書提出あり、2者に許可しているがその経緯が不明となっているもの ・減免理由については団体の公益性等を記載するべき
㊸	教育委員会	生涯学習課	文化センター	行政財産	建物	飲料・食物	1	1.3	JM共同事業体	1	教育財産管理規則第6条第2号	来庁者等の便宜を図るため	算定なし	算定なし	—	10割	指定管理者であり公益団体であること、設置は施設利用者の利便を図るためのものであるため	財産条例第5条第2号	無	有	—	—	—	・使用料の額算定せず ・電気料実費について明確な取り決めなく慣例により徴収せず
㊹	教育委員会	文化財課	公園	行政財産	土地	飲料	1	0.7	多賀城市身体障害者福祉協会及び市川区長	1	教育財産管理規則第6条第2号	来園者の便宜を図るもの	算定なし	算定なし	—	10割	身体障害者福祉協会運営活動資金の確保のため	財産条例第5条第2号	有	有	年1回(3月)	管理事務所の高熱水費負担と合わせて市川区長に請求する	・2社から申請書提出あり、2者に許可しているがその経緯が不明となっているもの ・減免理由については団体の公益性等を記載するべき	
㊺	水道部	管理課	上水道部庁舎玄関前	行政財産	土地	飲料	1	2.0	東北ベプシコーラ販売㈱	1	上水道部固定資産使用許可取扱要綱第5条	職員の福利厚生及び来庁者へのサービス向上に寄与	使用面積1㎡につき土地価額の6%に相当する額	6,312	6,312	納入期限内に収納済み	無	—	—	有	有	年2回(9月、3月)	個別メーターを設置し半期ごとの使用量に単価25円を乗じた額	
計							81	66.5						—	337,116									